

大津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

令和4年3月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(大津市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 大津市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の5中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第13条の5の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第18条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第5項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

(大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和3年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第18条の2の次に1条を加える改正規定のうち第18条の3第1項中「保険料額」の次に「から、当該保険料額」を、「得た額」の次に「(第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額」を加え、同条第2項中「第13条第2項及び第3項」を「第13条第3項」に、「同条第2項及び第3項」を「同条第3項」に改め、同条第3項中「第13条の5の8」との次に「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と」を加え、「第13条第2項」を「第13条第3項」に、「第13条の5の5第2項」を「第13条の5の5第3項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務

者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 第13条又は第13条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第13条第2項の規定の例により端数の切り上げを行った後の額とする。）

第18条の2の次に1条を加える改正規定のうち第18条の3第5項中「第13条第2項及び第3項」を「第13条第3項」に、「同条第2項及び第3項」を「同条第3項」に改め、同条第6項中「、「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と」及び「同条第3項において読み替えて準用する」を削り、「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」を「第13条第3項」とあるのは「第13条の5の5第3項」に改める。

#### 附 則

1. この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。
2. 第1条の規定による改正後の大津市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。